

低炭素建築物新築等計画の認定の申請等に関する手数料

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料				
一戸建ての住宅	適合証あり	1戸	5,000円	
	適合証なし		38,000円	
一戸建て住宅以外の住宅 (申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数)  例：長屋、共同住宅	適合証あり	1戸	5,000円	
		1戸を超え 5戸以内	10,000円	
		5戸を超え 10戸以内	18,000円	
		10戸を超え 25戸以内	31,000円	
		25戸を超える	52,000円	
	適合証なし	1戸	38,000円	
		1戸を超え 5戸以内	66,000円	
		5戸を超え 10戸以内	96,000円	
		10戸を超え 25戸以内	140,000円	
		25戸を超える	203,000円	
建築物 (住宅用途を含む建築物の住戸部分を除く)  例： 共同住宅階段部分 店舗併用住宅 店舗部分	適合証あり	300㎡以内	10,000円	
		300㎡を超え 500㎡以内	31,000円	
	適合証なし	300㎡以内	250,000円	
		300㎡を超え 500㎡以内	412,000円	
共同住宅の共用部分 例：共同住宅階段部分	適合証なし	300㎡以内	111,000円	

低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請手数料については、それぞれに規定する額を加算して得た額の2分の1を乗じて得た額とする。

建築基準関係規定の審査をあわせて受ける場合には、相当する建築確認申請手数料を上記に加算する。

「適合証」とは、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1号各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面で、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関の審査を受けて交付されたもの。